

『平塚市立地適正化計画』の区域に関する当面の取扱いについて

『平塚市洪水ハザードマップ(相模川水系版)』に関する一部誤掲載について

平塚市大神地区の相模川沿いに示している家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流:紫色で斜線網掛けされている箇所)について、区域指定に誤りがあることが分かりました。誤りのあった当該区域に関する詳細は、**神奈川県河港課(電話045-210-6479)**までお問い合わせください。



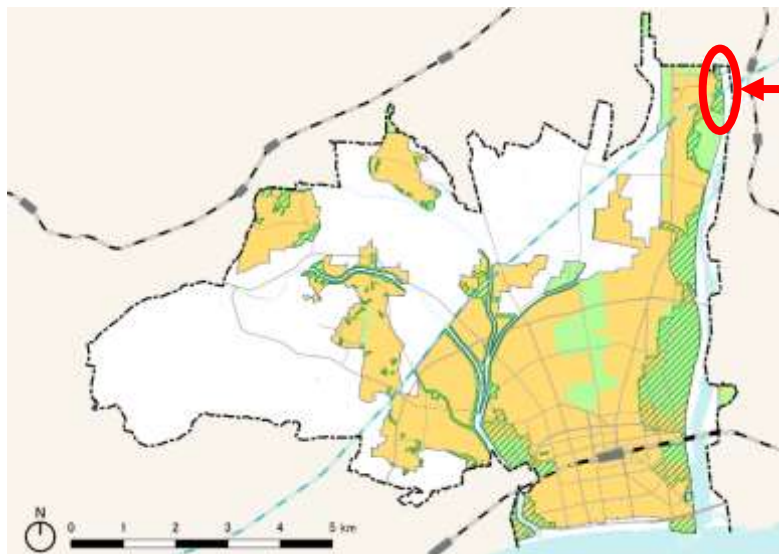
【誤りの見つかった箇所】

洪水ハザードマップ(相模川水系版)のうち、神川橋以北の紫色斜線で示されている家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流による区域)

- ・所在地 平塚市大神四丁目の一部、平塚市大神九丁目の一部、平塚市(大字)大神の一部

『平塚市立地適正化計画』の区域に関する当面の取扱いについて

上記の洪水ハザードマップの誤掲載に伴い、平塚市立地適正化計画に定める「**居住誘導区域**」及び「**災害配慮重点区域**」の一部が変更となる可能性があります。



【該当箇所】

- ・居住誘導区域
- ・災害配慮重点区域

凡例

- 災害配慮重点区域
- 居住誘導区域
- 居住誘導区域外
- 平塚市(行政区域)
- 市街化区域
- 鉄道線路
- 新幹線
- 都市計画道路

当面の取扱いは、以下のとおりとします。

■居住誘導区域及び災害配慮重点区域

変更区域が確定するまでは、現在公表の区域とします。

■居住誘導(住宅)に関する届出(都市再生特別措置法第88条)

変更区域が確定するまでは、現在公表の居住誘導区域により取扱います。

■区域変更の時期

家屋倒壊等氾濫想定区域の変更が決定次第、立地適正化計画に関する該当区域の変更を行います。

ご不明点がございましたら、平塚市役所6階まちづくり政策課までご連絡ください。

また、変更日等については、まちづくり政策課の窓口または市ホームページにてお知らせします。